

**衝原湖の湖面を利用した水上アクティビティモニターツアー企画運營業務
委託仕様書（案）**

1 事業目的

令和5年度より開始した「神戸登山プロジェクト」の一環として、帝釈（たいしゃく）・丹生（たんじょう）山系の麓にある衝原（つくはら）湖の湖面利用を通じて神戸の山を舞台とする自然体験型の「多様な親しみ方」を推進することであり、本年度は、湖面における水上アクティビティモニターツアー（以下、「本ツアー」と表記）を通じて利用者の意見の集約や事業における課題の把握を行い、継続的な事業の実施可能性を探る取り組みを行う。

2 契約期間

契約締結日から令和5年10月31日まで

3 本ツアー実施期間

令和5年9月～10月までの土・日・祝日のうち計6日間

4 業務内容

(1) 企画業務

事業目的を達成するための水上アクティビティイベント（水上自転車、SUP、メガSUP、カヤック（カヌー含む）、スワンボート、手漕ぎボートのいずれか）を企画すること。なお、下記に該当する行為は、水質や生態系への影響を考慮して実施できないものとする。

- ・潜水、飛び込み等、参加者が水の中に入ることを前提とする行為
- ・エンジンを搭載している船舶等を用いる行為
- ・魚釣り、掴み取り等、漁獲に相当する行為

(2) 参加者の募集

本ツアー参加募集のための窓口を設置し、問合せや申込に対応できる体制を確保すること。

参加者は、1日あたり30名程度、6日間で計180名程度を想定しているが、この人数より大幅に多い人数を集める場合は、募集人数が増えることにより、全体の運営に支障を来すことが無いようにすること。

また、6日間のうちいずれか1日については、地元優先枠を一定人数設けることとし、人数については本市と協議の上、決定すること。

なお、参加費用は無料とするが、広報用の写真撮影やアンケート回答への協力を参加条件として設定すること。

(3) 広報

本ツアーの周知と集客のための広報を受託者で行うこと。ただし、公募プロポーザルの結果や実施方針については本市ホームページにて掲載する予定としている。

(4) 当日運営

本ツアーを開催するために必要な設営・運営・撤去を行う。また、当日は参加者の案内等の対応を行う。

- ① 水上アクティビティを行うために必要となる資材やインストラクター等の手配
※土日等で連続開催する場合に限り、イベント終了時から次のイベント開始時まで

で湖面にボート等を係留可能とする。それ以外の場合は、湖面からすべての資材を引き揚げること。

② 仮設トイレの手配等

※イベント会場にはトイレがないため、参加者が利用するための仮設トイレの設置や、参加者をトイレのある場所へ送迎するなどの手配を検討すること。なお、仮設トイレを設置する場合は、安全上の観点から、各日イベントの開始直前に設置し、各日イベント終了後に市所有地である自然休養村管理センター跡地（施錠可）（別紙「全体図」参照）等へ移動する、または休日時には展望台駐車場への多数の利用が想定されるため、設置期間中は頻繁に汲み取りを行うなどの対策を講じること。

③ 仮設着替えスペースの手配

④ 休憩用の簡易な仮設のテーブル及び椅子（必要に応じて）

⑤ イベント保険加入等の安全対策

⑥ その他、運営に必要な備品等

※②～④については、開催拠点となる展望台駐車場（別紙「詳細図」参照）に設置すること。

※資材や仮設トイレ、その他備品等について、自然休養村管理センター跡地のすべてのスペースを資材置き場として活用することは可能である。鍵の貸し出しは本市担当課に事前連絡の上、貸与する。

※展望台駐車場や自然休養村管理センター跡地など、本ツアーで使用した場所については、使用後に原状回復すること。

(5) 安全計画

イベント実施にあたり安全計画を策定し本市担当課の承諾を得ること。計画には以下項目については必ず記載すること。

① 前日までのイベント標示板設置、イベント実施範囲の区分

※開催拠点となる展望台駐車場は、休日時には約400台を超える多くの車両が駐車する場所である事から、事前に標示板を設置し来訪者を減らし、かつイベント範囲を安全施設にて区分けを行うこと。なお、標示板については、「神戸市の実証実験のために特別に展望台駐車場を使用する」旨を記載すること。

② 交通誘導警備員の配置

※最低3名（神戸加東線上の展望台駐車場の出入口付近、展望台駐車場内、管理用通路出入口）は配置すること。また、公道上に交通誘導警備員を配置する場合には、必要に応じて道路使用許可を神戸北警察署に提出すること。

③ 安全な実施体制の確保

※イベント時には、参加者に救命胴衣を着用させる、ライフセーバー等の監視員を配置する、AED・救急道具の準備等、万全の対策を講じること。また、消防部局に対して提出するイベント催行時の自主救急計画書の作成に協力すること。

(6) 報告業務

参加者に対するアンケートを実施し、回答内容の集計結果を作成すること。また、本ツアーの実施日、参加人数など、開催内容の報告書を作成すること。

なお、アンケート集計項目等については、事前に本市担当課と協議すること。

5 その他留意点

(1) 事業の進行にあたっては、本市担当課と協議の上、進めること。

(2) 受託者は、不測の事態により、定められた期日までに作業を終了することが困難にな

った場合は、遅滞なくその旨を本市担当課に連絡し、指示を受けるものとする。この場合、受託者は、作業が困難となった事情を速やかに解決し、作業の遅れを回復するよう努めなければならない。

- (3) この業務は受託者が自ら実施するものとする。ただし、専門的で高度な解析が必要となるなど再委託することが業務遂行に有用であると認められる場合には、事前に本市の承認を得て再委託することができる。
- (4) この業務により作成した成果の著作権、特許権、使用権等の諸権利は、すべて本市のものとする。
- (5) 受託者は、個人情報等の保護すべき情報の取り扱いに万全の対策を講じること。本業務の実施過程で知り得た情報については、第三者に漏洩してはならない。ただし、本市の了解を得たうえで関係者に情報提供することはできる。
- (6) 業務の遂行にあたっては、本市の「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」を遵守すること。なお、「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」については、以下のホームページを参照すること。
(<https://www.city.kobe.lg.jp/a06814/shise/jore/youkou/0400/policy.html>)
- (7) 受託者は、契約してからイベント初日の前日までの期間において、安全かつ円滑な企画運営を行うことを目的に、参加者のいない状況で衝原湖内にて試行運行を一日に限り行うことができる。ただし、試行運行の日時や内容等については、本市担当課と協議の上で実施すること。なお、試行運行で用いる水上自転車、SUP、メガSUP、カヤック（カヌー含む）、スワンボート、手漕ぎボートについては、イベント当日に使用するものと同等品に限るものとする。
- (8) 本市においては、イベント開始前の8月に水質調査を実施する予定であるが、水質調査の結果、イベントに適さないと本市が判断した場合は、イベントを催行しないこともある。また、最初の週の実施が終了した段階で、本市において再度、水質調査を行う予定としており、その結果、著しく水質が悪化した場合は、その後の催行を中止する可能性がある。
- (9) イベント当日に悪天候が予想される場合は、前日までに本市担当課と協議して催行の中止を決定することとする。その場合の参加者への連絡は受託者にて速やかに行うこととする。また、当日、天候が変化し悪天候になった場合にも催行を中止することとする。イベント中止に伴う本契約における費用負担については、本市と受託者とが協議のうえ、契約時にあらかじめ定めるものとする。
- (10) 受託者は、参加者に対してゴミは参加者自身で持ち帰るよう徹底させること。また、受託者は、誰が投棄したか不明なゴミを確認した場合、適切な処理に努めること。
- (11) 本仕様書に定めのない事項または本仕様書について疑義の生じた事項については、本市と受託者とが協議して定めるものとする。

6 担当課、問い合わせ先

神戸市経済観光局観光企画課 下手・伊藤

【所在地】〒651-0087 神戸市中央区御幸通6-1-12 三宮ビル東館9階

【電話番号】078-984-0361 【FAX番号】078-984-0360

【Eメール】kobe_tourism_03@office.city.kobe.lg.jp